

♥ 要点まとめ（第26回_保健医療サービス） ♥

●キホンのキ —— 医療保険は3種類 🔄 ——

①被用者保険（会社員などは健康保険、漁師さんは船員保険、公務員などは共済に加入）

⇒保険料は事業主と労働者が半分ずつ負担。給料から天引き 🔄

被扶養者制度あり 🏠 被扶養者…年収 130 万円以下の配偶者や子、同居の親族（3 親等以内）など 🏠
 ※75 歳以上の人は後期高齢者医療制度の適用となるため、扶養することが出来ない 🏠

②国民健康保険（自営業、無職、従業員 5 人以下などの社会保険適用外事業所に勤めている人などが加入）

⇒保険料は全額自己負担。

納付書、口座引落とし、クレジットカードなどで支払う（普通徴収）。

③後期高齢者医療制度（75 歳以上の人が加入） 🔄 75 歳に到達すると市役所から送られてくる 🏠

⇒保険料は全額自己負担（全国平均は約 7000 円/月、所得によって差がある）。

基本は年金から天引き（特別徴収）。年金が年額 18 万円以下（月額 15,000 円）の場合等は普通徴収。

④医療扶助（生活保護）

⇒保険制度外（保険料ではなく全額公費）で給付。ただし、他の制度からの給付があれば、それらから給付されない部分のみを医療扶助として給付 🏠

障害者総合支援法による自立支援給付や、
 ①被用者保険の被保険者や被扶養者など…

		保険者		加入者（被保険者）
①被用者保険 👉 5人以上の従業員 がいる会社に雇用 されている人 扶養制度あり 🏠🏠	健康保険	協会けんぽ	全国健康保険協会	会社員
		組合健保	健康保険組合	大企業の社員
		日雇特例被保険者	全国健康保険協会	日雇い労働者など
		船員保険	全国健康保険協会	船乗りさん 🏠
	共済	国家公務員	20の共済組合	国家公務員
		地方公務員	64の共済組合	地方公務員
私学教職員		1つの事業団	学校の教職員	
②国民健康保険	市町村国民健康保険	都道府県、市町村	👉以外の人	
	国民健康保険組合	162の国保組合	👉以外の人のうち、 特定の職業の人 (医者、弁護士 etc…)	
③後期高齢者医療制度		後期高齢者医療広域連合	75歳以上の人、 65~74歳で一定の障 害認定を受けた人	
④医療扶助（生活保護）		—	医療扶助受給者	

●医療保険の給付（問題 70） 国試ナビ（社 2023/2024）P.36~37/（社 2025）P.44~45

⇒過去に払った（もらった）お金はどこに該当するのかしら…？

給付の種類	給付の内容											
療養の給付	厚生労働大臣が指定する保険医療機関及び保険医の診療について、7~9割を給付〔自己負担割合〕											
	<table border="1"> <tr> <td>75歳</td> <td>1割</td> <td>〔一定以上所得者〕 2割</td> <td>〔現役並み所得者〕 3割</td> </tr> <tr> <td>70歳</td> <td colspan="2">2割</td> <td rowspan="2">3割</td> </tr> <tr> <td>6歳</td> <td colspan="2">2割</td> </tr> </table>	75歳	1割	〔一定以上所得者〕 2割	〔現役並み所得者〕 3割	70歳	2割		3割	6歳	2割	
	75歳	1割	〔一定以上所得者〕 2割	〔現役並み所得者〕 3割								
	70歳	2割		3割								
	6歳	2割										
〔Point ♡〕 食事代は別、療養病床では生活費も別、先進医療や個室使用（差額ベッド）も別												
入院時 食事 療養費	入院時の食費 ☺											
入院時 生活 療養費	65歳以上の方が療養病床に入院している場合の食費 ☺ & 居住費 🏠											
保険外併用療養費	先進医療や選定療養（差額ベッド代 etc…）の保険診療相当分は保険が適用される											
訪問看護療養費	訪問看護を受けたとき											
療養費	保険証を持たずに受診した場合に、一旦全額負担したあと、後日払い戻される ☺											
特別療養費	保険料を滞納していた場合に、一旦全額負担したあと、後日払い戻される ☺ ※被用者保険にはない 🚫											
移送費	やむを得ない事情で緊急に医師の指示により救急車以外の方法で運ばれたとき											
埋葬料、葬祭費	埋葬や葬祭の時に支給											
家族療養費	被扶養者に対して、被保険者本人と同様の給付をする ※被用者保険だけ ♡											
出産育児一時金	出産時の一時金（2023年～約49万円にUP👆）											
出産手当金	産前6週間&産後8週間に、給料の2/3くらいを支給 ☺											
傷病手当金	連続して4日以上休んだ場合に、4日目～給料の2/3くらいを支給 ☺											

👉ピンク…重要度 A、グレー…重要度 B（☺主観ですので責任は持ちません…あしからず🙏💡）

●国民医療費（問題 71） 国試ナビ（社 2023/2024）P.39/（社 2025）P.48

⇒1年間にかかった医療費の総額。令和3年度は45兆円くらいで、前年より増加↗☺

- ・対国内総生産…8%ちょい（年々増加傾向）
- ・制度別…①医療保険給付 46%、②後期高齢者医療給付 35%、③公費負担 7%
- ・財源別…①保険料 50%（被保険者>事業主）、②公費 38%（国>地方）、③その他 12%（患者負担など）
- ・診療種類別…①医科 72%（入院>入院外）、②薬局調剤 18%、③歯科 7%
- ・年齢階級別…医療費の6割は65歳以上に…👉

国民一人あたりの平均は約36万円、75歳以上の一人あたりの平均は92万円超
 医科と薬局調剤は、6割超が65歳以上に…👉
 歯科については、4割が65歳以上に…👉

- ・傷病別…①循環器系 19%、②がん 15%
- ・都道府県別…①東京、②大阪、③神奈川 ☺まあ人口が多い順みたいな感じですね☺
- ・都道府県別の一人あたり…①高知、②鹿児島、③長崎 ☺なぜか高知…

●診療報酬（問題 72）国試ナビ（社 2023）P.40~/（社 2024）P.41~/（社 2025）P.50~👁️🌟

⇒医療行為や処置につけられている値段（全国どこでも1点10円）のことで、2年に1回改定👁️💰

- 点数表は歯科、医科、調剤の3種類👁️
- 毎月請求👁️ 審査👁️ 診療報酬の受け取り（請求の2か月後）

社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険団体連合会

●医療計画（問題 73）国試ナビ（社 2023）P.194/（社 2024）P.202/（社 2025）P.176👁️🌟

⇒「福祉行財政と福祉計画」とも共通するところです👁️

- 策定するのは都道府県！
- 策定期間：6年毎（3年ごとに見直す項目あり👁️）
- 目的：医療提供体制の確保
- 定めるべき事項：①基準病床数（エリア毎に必要な病床の数）
👁️これを超える場合には、増床の許可を出さないことができる👁️

②5 疾病 6 事業及び在宅医療についての連携体制

- 👁️5 疾病…がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患
- 👁️6 事業…救急、災害、へき地、周産期、小児、感染症

③地域医療構想…第25回の過去問で勉強しましょう👁️

④その他…国試ナビみてね👁️📄

●医療圏（問題 73 のおまけ👁️）国試ナビ（社 2023）P.195/（社 2024）P.203/（社 2025）P.177👁️🌟

⇒都道府県が医療計画で定める地域的な範囲で、この範囲ごとにどんな医療をどのくらい確保しておくかということが決められている👁️

- 1 次医療圏＝市町村単位
- 2 次医療圏＝複数の市町村単位
- 3 次医療圏＝都道府県単位

長崎県はこんな感じ➡️

二次医療圏域	
圏 域 名	構 成 市 町 名
長崎圏域	長崎市、西海市、長与町、時津町
佐世保県北圏域	佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町
県央圏域	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
県南圏域	島原市、雲仙市、南島原市
五島圏域	五島市
上五島圏域	新上五島町、小値賀町
舌岐圏域	舌岐市
対馬圏域	対馬市

●訪問看護ステーション（問題 74）国試ナビ（社 2023）P.46/（社 2024）P.48/（社 2025）P.55👁️🌟

⇒ひとつの事業所で医療保険と介護保険のどちらでもサービス提供できる👁️

- ①介護保険パターン…都道府県知事の管轄（国試ナビ（社 2023）P.72/（社 2024）P.74👁️🌟 /（社 2025）P.82👁️🌟）
介護報酬で運営👁️

〔介護保険の対象外の人…👁️〕

- ②医療保険パターン…地方厚生局（厚生労働省の地方支所的なとこ）の管轄👁️
診療報酬で運営👁️

◇ 人員配置：管理者1名（保健師、助産師、看護師のいずれか）

常勤換算で2.5人以上の保健師、助産師、看護師、准看護師

◇ やること：医師の指示書にもとづいた、療養上の世話や診療の補助@居宅

●高額〇〇費（問題 75） 国試ナビ（2023/2024）P.38/（社 2025）P.46

⇒お金が戻ってくる制度です。知らないままではモッ付イホーホー

🏠 高額療養費（医療保険）

保険の種類に関係なく、所得によって医療費の上限が決まっている

※国家試験では所得区分まで覚える必要ナシ

〔例：50歳会社員、標準報酬50万円、100万円の医療費がかかった場合〕

自己負担3割なので、30万円の支払いとなる…はずだけど、
 高額療養費の計算式にあてはめると、
 $80,100 \text{円} + (100 \text{万円} - 267,000 \text{円}) \times 1\% = 87,430 \text{円}$ なので、
 87,430円とその他食事代諸々の合計金額を窓口で支払い、
 残りの医療費 $30 \text{万円} - 87,430 \text{円} = 212,570 \text{円}$ は高額療養費として支給される。

支給方法は、事後申請での払い戻しと事前申請の2パターン

- ①一旦30万円を自己負担した後に保険者へ申請して払い戻してもらう
- ②事前に保険者に「限度額適用認定証」を発行してもらい、最初から87,430円だけを負担する

「一か月あたり、個人単位」の自己負担額が高すぎる時に支給される、というのが原則

※食費、居住費、差額ベッド代は対象外

例外①世帯合算：同じ月に同じ世帯で21,000円以上の自己負担が複数ある場合は合算OK！
 合算して、限度額を超えた分が戻ってくる

例外②多数該当：直近12ヶ月に同じ世帯で3回以上の高額療養費を支給された場合、4回目からは限度額が変わる

例外③特定疾病療養：血友病や透析が必要な慢性腎不全などの場合、限度額は1万円/月

🏠 高額介護サービス費（介護保険）

「一か月あたり、世帯単位」の自己負担額が高すぎる時に支給される

※福祉用具購入、住宅改修、食費、居住費は対象外

例外：所得が低い世帯の場合、世帯単位ではなく個人単位での上限額が設定されている

🏠 高額介護合算療養費（医療保険）/高額医療合算介護サービス費（介護保険）

「一年間あたり、世帯単位」で、医療費と介護サービス費の負担額が高すぎる場合に支給

●傷病手当金（問題 75） 国試ナビ（社 2023/2024）P.37/（社 2025）P.45

⇒医療保険の中の“被用者保険”だけにある給付制度。「傷病手当」は雇用保険の給付

- ・3日間の連続した休み（待機期間）があり、4日目以降も働けない場合に支給（給与の2/3くらい）
- ・有給休暇などにより給与が支払われる場合は受給できない（傷病手当金 > 給与の場合は差額分を給付）
- ・待機期間の3日間に土日祝、有給休暇などが含まれるのはOK！

例えばこんな感じ

金	土	日	月	火	水	……
休み	出勤	休み（公休） 病気/ケガ	休み（有給）	休み（有給）	休み（欠勤）	ずっと欠勤 最長1年6ヶ月
給与あり					給与なし	
待機期間					傷病手当金の受給	

●人生の最終段階における意思決定（問題 76）

⇒出題元とされているガイドライン、大事なことだなあと感じました…😊



〔基本的な考え方〕

- 様々な職種、関係者みんなで、本人と家族を支えていきましょう
- 肉体的苦痛は早期に緩和し、**本人が苦しくない状態で**、医療ケアの開始や不開始、変更、中止などについて本人の意思確認を行いきましょう
- インフォームドコンセント（十分な理解の上での同意）は言うまでもなく大切です
- **本人の意思は変化するものだ**ということを前提に、何度も繰り返し話をしましょう
- 本人が意思表示を出来なくなった時のために、家族等の信頼できる人（**血縁や親類に限らず、親しい友人なども含む**）とも一緒に、何度も繰り返し話をしましょう
- 何度も繰り返し話をした内容は、その都度**文書にまとめておきましょう**

〔人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続〕

①本人の意思が確認できる場合

- ☞ 病状や治療について適切な情報提供と説明を行ったうえで、本人による意思決定を基本として方針を決定する
- ☞ 時間の経過や病状の変化などに応じて本人の意思は変わりうるものなので、適宜適切な情報提供と説明、（家族等とも一緒に）話し合う
- ☞ 話し合った内容はその都度文書にまとめておく

②本人の意思が確認できない場合

- ☞ 家族等が本人の意思を推定し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする
- ☞ 家族等が本人の意思を推定できない場合は、本人にとっての最善の方針についてみんなで話し合う
- ☞ 話し合った内容はその都度文書にまとめておく

③ ①②において、上手く話がまとまらない場合

⇒複数の専門家からなる話し合いの場を設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えての検討や助言を踏まえながら、本人、家族等、医療・ケアチームとの合意形成に向けて努力する